

令和8年4月から、 自転車にも交通反則通告制度(いわゆる青切符)が適用されます。

交通安全を守るために、自転車の交通違反にも反則金が科されます。信号無視や一時不停车などの危険な行為は重大な事故につながります。ルールを守り、交通事故を防ぎましょう。

1 青切符とは？

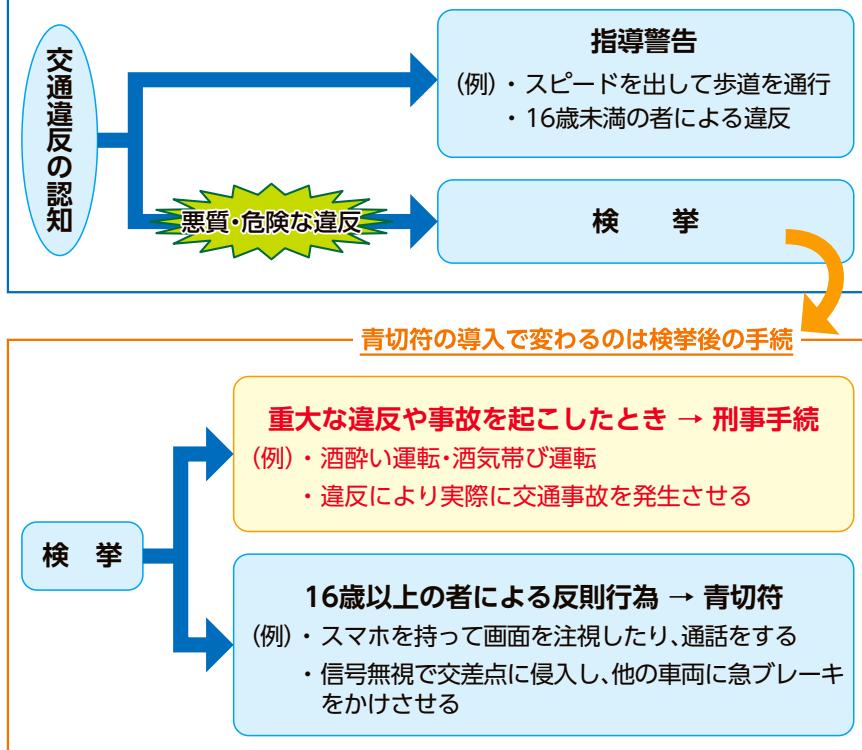
青切符(正式名称：交通反則告知書)は、比較的軽微な交通違反をした際に警察官から交付され、反則金を納付することで、出頭や裁判等が不要になる制度です。

これまで自転車などの軽車両は対象外でした。

2 何が変わるの？ 新たな決まりが出てくるの？

自転車による交通違反の指導取締りの基本的な考え方は変わりませんが、検挙されたときの手続きが変わります。

自転車の指導取締りの基本的な考え方 → 青切符の導入前後で変わらず



3 なぜ自転車の交通違反に青切符が導入されるの？

①全体傾向：交通事故全体は減少しているが、自転車事故は年間約7万件で横ばい。

②構成比の増加：全交通事故に占める自転車事故の割合や、歩行者との事故件数は増加傾向。

③自動車との事故：年間約5万件発生し、自転車事故の約8割を占める。

④重大事故の原因：自転車乗用中の死亡・重傷事故の約4分の3に、自転車側の違反がある。

こうした背景から、自転車事故を減らすために、青切符が導入されます。

4 どのような行為が青切符の対象になるの？

16歳以上の方が自転車で「反則行為」をした場合、青切符の対象となります。「反則行為」とは、信号無視や一時不停车など、警察官が現場で明らかに違反と判断できる行為です。



携帯電話使用等(保持)
反則金：12,000円

一時不停车
反則金：5,000円

イヤホンの使用
反則金：5,000円

車道の右側通行
反則金：6,000円



これらの違反行為を含む、113種類が対象です



「赤切符」
酒気帯び運転などの悪質な違反については、従来通り、「赤切符」等で処理されます。

自転車は、道路交通法上「車のなかま」です。

道路を通行するときは、交通ルールやマナーを守って安全に運転しましょう。

(地域交通支援課 ☎096-328-2259)

林野火災に注意！ 林野火災注意報・警報を運用開始

昨年2月に岩手県大船渡市で大規模な林野火災が発生しました。

この教訓を踏まえ、林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・警報」の運用を1月1日から開始しました。



●林野火災注意報とは？

林野火災の予防上、注意が必要な気象状況となったときに発令します。対象区域内では、火入れ、たき火等の火を使う行為を控えてください。

●林野火災警報とは？

林野火災の予防上、危険な気象状況となったときに発令します。対象区域内では、火入れ、たき火等の火を使う行為は禁止です。罰則が適用される場合があります。

●発令時の周知方法

市ホームページや消防車両による巡回広報等でお知らせします。

本市で発生した火災原因の第1位は9年連続で「たき火」です！(令和6年末時点)

「強風時・乾燥時にはたき火をしない」、「建物の近くで燃やさない」、「消火準備をする」、「その場を離れない」などの注意点を守ることで、たき火による火災を防ぐことができます。

**皆さまの心がけが、森林と地域を守ります。
火の用心をお願いします！**

詳しくは、
市ホームページへ。



(消防局予防課 ☎096-363-0263)

水道管にも冬支度を！ (水道管の凍結予防)

気温が-4°C以下(風の強いところは-1°C~-2°C)になると、水道管が凍って水が出なくなったり、破裂したりする恐れがあります。

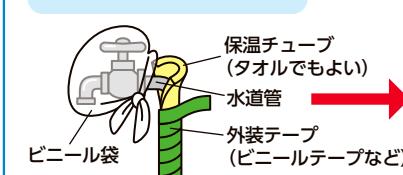
いざという時に慌てず対処ができるよう、水道管にも冬支度をしましょう！

予防策等詳しくは、上下水道局ホームページへ。

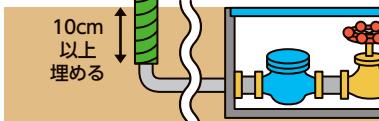
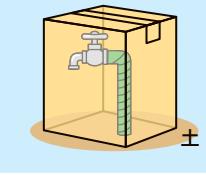


露出した水道管の予防策

タオルなどでおおって
ビニール袋をかぶせる。



ダンボールをかぶせると
さらに効果的



※保温チューブと外装テープは、ホームセンター等で販売しています。

(水道維持課 ☎096-381-5600)